

## 令和3年度日本大学工学部北桜奨学生募集要項

### 1 日本大学工学部北桜奨学生

日本大学工学部北桜奨学金給付規程に基づき、奨学金を受ける者を日本大学工学部北桜奨学生（以下「奨学生」という）という。

### 2 応募資格

奨学生は、本学部にて在学中の学生であり、次の条件を備えているものとする。

- ①緊急の経済的理由により学費等の支弁が困難であること。
- ②学業成績が優秀で、人物が優れていること。
- ③家計急変の定義を満たすこと。

### 3 家計急変の定義

原則として家計が急変した事由が発生したときから12か月以内とし、次の各号のいずれかによるものとする。ただし、特段の事情により、工学部奨学生選考委員会が認める場合はこの限りではない。

- ①家計支持者が会社の倒産・解雇等により失職、又は会社都合により退職したとき。
- ②家計支持者が死亡したとき。
- ③家計支持者が破産したとき。
- ④家計支持者の病気、事故、その他の事由により、申請者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が著しく減少したとき。
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害等により災害救助法・天災融資法等の適用を受ける著しい被害又はこれらの災害に準ずる程度の被害を受けたことで、申請者の属する世帯の家計支出が著しく増大、若しくは収入が著しく減少したとき。

4 採用人数 若干名

5 申込期間 随時（※希望者は学生課まで）

6 給付額 年額24万円

7 給付期間 当該年度1か年とする。  
ただし、再選考を経て次年度以降の給付を妨げない。

### 8 提出書類

- ① 奨学金申請書
- ② 成績証明書

- ③ 学費の支弁が困難であることを証明する書類（写し可）
  - (1) 家族全員分の所得に関する証明書類（所得証明書等）
  - (2) 無収入の場合も所得金額0円と記載のある「所得証明書」または「非課税証明書」を提出すること。
- ④ 家計の急変がわかる書類（直近のもの）

9 提出先 学生課

以 上